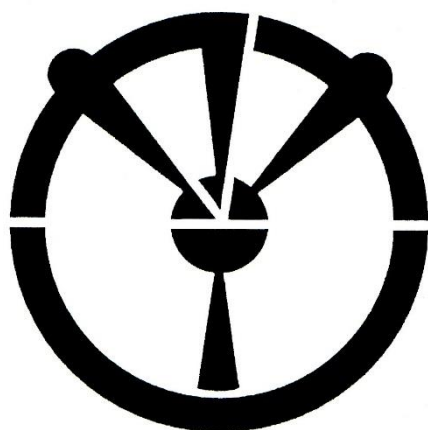


河南町土砂災害タイムライン (行政タイムライン)



平成 30 年 6 月

河南町、大阪府富田林警察署、富田林市消防署河南分署、
大阪管区气象台、大阪府富田林土木事務所、
河南町社会福祉協議会、河南町消防団、
株式会社関西電力、西日本電信電話株式会社

1. タイムライン策定の目的

本町では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、河南町域における防災に関し、町・府・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等（以下、「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務に関し、総合的かつ計画的な対策を定め、住民の生命、身体、財産並びに町域を災害から保護することを目的として、河南町地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）を策定している。

また、本町での土砂災害の被害は、昭和57年8月に台風第10号により土砂災害が発生し、死者4名、死傷者1名の被害が出た。それ以降、大きな被害は無かったが、平成29年10月に台風第21号とその前から降り続いた長雨の影響により町内各地で土砂災害発生し、人的被害は無かったものの、255箇所でがけ崩れや土石流が発生し、家屋や田畑等に多大な被害を与えた。

風水害は、いつ起こるか分からない地震とは異なり、台風等が発生してから被害が生じるまでには、時間の猶予があり、先を見越した対応により被害を最小限度に留めることができる。

土砂災害については、事前予測が非常に難しい災害の一つであるが、降雨状況や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定状況に基づき、事前行動を明確にすることで、被害を最小限に留めることが可能である。

そこで、事態の推移に係る時間軸に応じて、各機関が地域防災計画に基づき、的確かつ円滑な対応をとるための組織間の連携や対応内容を明確にし、発災前の段階における早めの対応による被害の最小化を目的として「河南町土砂災害タイムライン（事前防災行動計画）」（以下、「本タイムライン」という。）を策定した。

なお、タイムラインには、防災関係機関が事前にとるべき行動を定めた「行政タイムライン」と、地域の住民がとるべき行動を定めた「行政タイムライン」と、地域の住民がとるべき行動を定めた「コミュニティタイムライン」があり、本タイムラインは、「行政タイムライン」を定めたものである。

2. ハザード、リスク、ステージ区分について

①ハザードの設定

土砂災害を起こし得る降雨としては、以下の4つのパターンが考えられる。

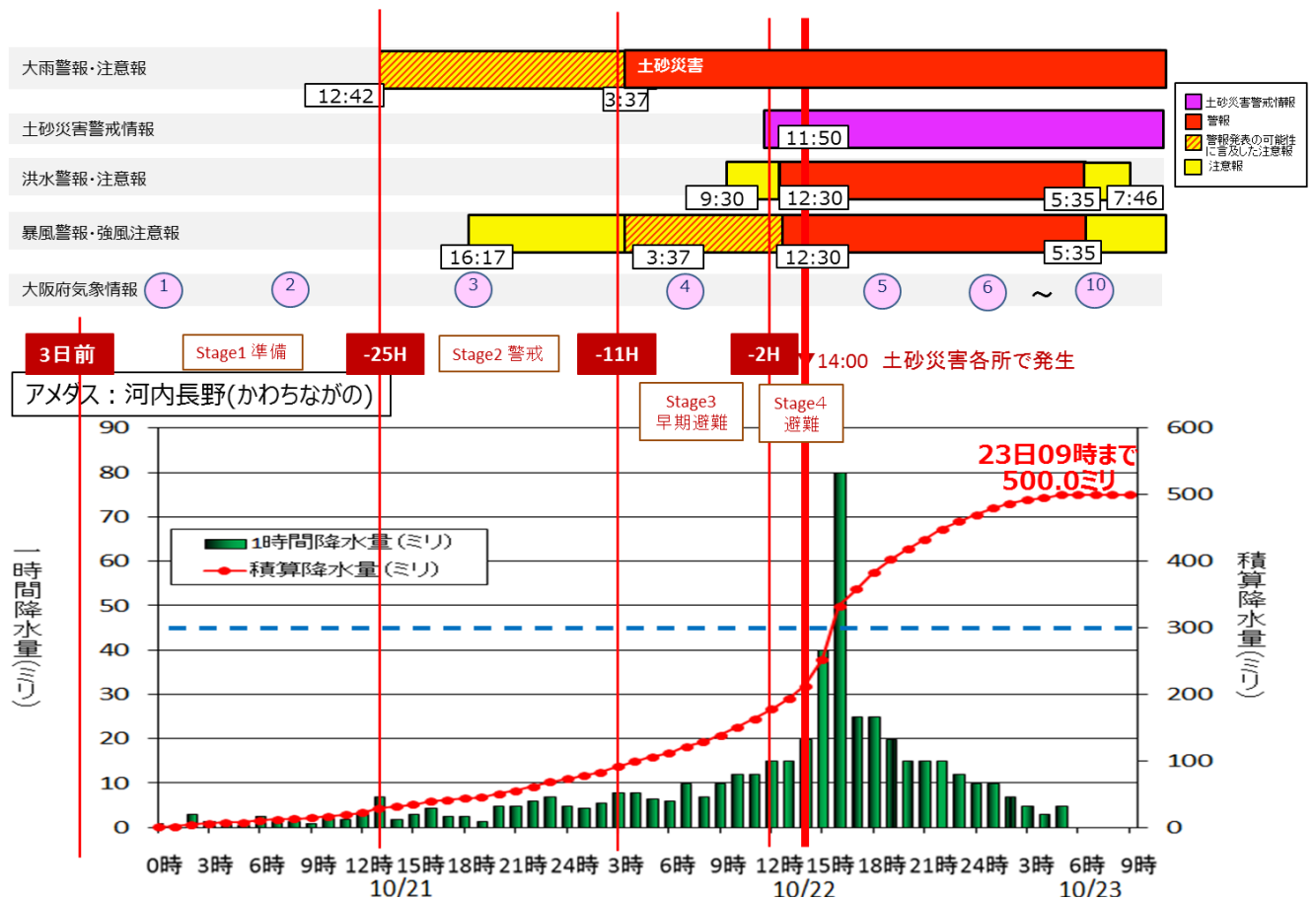
- ・先行降雨+台風型
- ・台風単体型
- ・局地集中豪雨型
- ・前線性豪雨

今回のタイムラインを作成するハザードの設定については、先行降雨+台風型とし、理由は以下のとおりである。

- ・河南町に土砂災害が発生した昭和57年と平成29年の降雨が先行降雨+台風であった。
- ・リードタイムが取れ、タイムライン策定の検討がしやすい。

ただし、局地的豪雨などリードタイムが短い場合もあるので、タイムライン運用に際は、考慮する必要がある。

降雨パターンとしては、平成29年台風第21号を基本とし、土砂災害警戒情報発表後の降雨量を大きくし、避難が難しい状況とするとも大阪府下で最大級の総雨量を500mmとした。



②リスク

土砂災害のリスクとしては、土砂災害警戒区域等になっている。ただ、それ以外にも道路法面なども土砂災害のリスクがあるので避難路や避難所等の設定及び避難時には、注意が必要である。

③ステージ区分

タイムラインのステージについては、平常時から災害発生後の応急対策までを6つに区分する。

各ステージの始まりを内閣府が平成 29 年 1 月に改定した「避難勧告等に関するガイドライン」と気象台の業務を考慮して下表のとおり設定をした。また、各ステージの完了目標は、下表のとおりとする。

	Stage 0	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Stage 4	Stage 5
ステージ区分	平常時	準備	警戒	早期避難	避難	応急対策
ステージの始まり	台風説明会の実施	土砂災害に関する大雨注意報の発表	大雨警報（土砂災害）の発表	土砂災害警戒情報の発表	特別警報の発表等	
完了目標	平時からの備え	ゼロアワーまでの対応方針を決めて庁内および関係機関に伝達	現場活動・避難支援活動の開始可能状態	避難に時間のかかる人の避難を完了	全員が安全な場所へ避難完了	